

静岡県選挙管理委員会告示第8号

静岡海区漁業調整委員会委員選挙の投票用紙及び封筒に押す印等を廃止する告示
次に掲げる告示は、廃止する。

- (1) 静岡海区漁業調整委員会委員選挙の投票用紙及び封筒に押す印（平成元年5月16日選挙管理委員会告示第20号）
- (2) 静岡海区漁業調整委員会委員選挙における個人演説会場を指定した場合の報告書の様式（平成元年5月16日選挙管理委員会告示第21号）
- (3) 海区漁業調整委員会委員選挙における不在者投票を行うことができる施設（昭和51年6月28日選挙管理委員会告示第17号）

令和3年1月21日

静岡県選挙管理委員会委員長 立石健二

附 則

この告示は、公示の日から施行する。